



産業廃棄物の発生抑制・リサイクル等を支援する補助金事業を実施します

受付期間 令和5年4月3日～6月30日

新潟県では、廃棄物の発生抑制や資源の有効利用を促進し、循環型社会の構築を図るために、県内の産業廃棄物の排出者や再生事業者が行う発生抑制・リサイクルのための施設整備や新技術などの調査・研究等を支援します

補助の対象となる事業の例

- ・ 廃プラスチックのリサイクル促進事業
- ・ 食品残さ（産廃）のたい肥化やリサイクル事業
- ・ 自社が排出する産業廃棄物の発生抑制やリサイクル事業
- ・ ICTやAIを活用した産廃処理の最適化や事業の効率化



補助率・補助金額

発生抑制・リサイクル施設整備事業

補助率 1 / 3 以内
補助金額 100万円～1,500万円

(廃プラスチック類のリサイクル等に係るものは、補助率 1 / 2、100万円～1,500万円)

リサイクル等調査・開発支援事業

補助率 1 / 2 以内
補助金額 100万円以上750万円以下

(大学等と共同研究する場合は 2 / 3 以内
100万円以上1,000万円以下)

対象者

新潟県内に事務所又は事業所を有する法人又は個人の方で、産業廃棄物を排出している者又はリサイクル等を行う事業者（事業を予定している方も含みます）



提出先・お問い合わせ先

新潟県環境局資源循環推進課

TEL:025-280-5160 Mail:nigt030330@pref.niigata.lg.jp

詳しくは県HPをご確認ください→

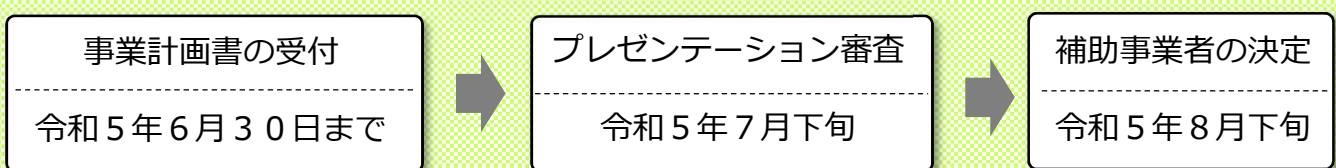


支援事業の概要

	発生抑制・リサイクル施設整備事業	リサイクル等調査・開発支援事業
事業概要	産業廃棄物の発生抑制・リサイクルのための施設（発生抑制については専用のものに限る。）を新設又は改善する事業	産業廃棄物の発生抑制・リサイクルのために行う以下に掲げる事業 ① 産業廃棄物のリサイクル等新技術の開発又は既存技術の改良 ② 産業廃棄物を原料とする再生品の開発 ③ 産業廃棄物を原料とする再生品の用途開発 ④ 産業廃棄物が排出されてから、再生、利用されるまでのシステムの構築
対象経費	直接工事費、間接工事費、測量・設計費、設備費、その他の経費	原材料費、構築物費、機械装置・工具器具費、外注委託費、技術指導受入費、その他の経費
対象者	(1)県内に事務所又は事業所を有する法人又は個人の方で、産業廃棄物を排出又は再生事業を行う事業者（事業を予定している方も含む） (2)廃棄物処理法第14条第5項第2号イからへまでの各規定に該当しない事業者 (3)県税を滞納するなど法令に抵触し助成が適当でないと認められる事業者ではない事業者 (4)事業を的確に、かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有する事業者	
対象要件	(1)新潟県内で排出された産業廃棄物が、取扱廃棄物（災害廃棄物を除く。）量の3/4以上（重量）であること（※） (2)産業廃棄物の発生抑制・リサイクルの効果が高く、県内地域への波及効果が見込めるものであること (3)事業に伴い発生する環境負荷について、低減対策が十分とられていること (4)焼却施設等廃棄物の減量・減容にとどまるものではないこと	
事業期間	交付決定の日から令和7年3月31日までの最長2か年度（事業計画書は年度ごとに審査を行います）	

※リサイクル等調査・開発支援事業においては、技術上特に必要と認める場合は、開発技術等の対象物の割合を、県内で排出された産業廃棄物が1/2以上（重量）かつ県内で排出された産業廃棄物及び一般廃棄物の割合を3/4以上（重量）とすることができます。

事業スケジュール



※プレゼンテーション審査は書類審査を通過した方が対象です。学識者等で構成する委員会で行います。
※受付期間終了後、予算の残額が出た場合にはその後追加募集を行う可能性があります。

よくある質問

Q 発生抑制等を行う廃棄物が産業廃棄物に該当するのか分からない

A 排出する廃棄物の種類や事業活動の業種により判断されます。ご不明な場合はお問合せください。

Q 自社の事業活動で発生する産業廃棄物も対象となるか？

A 自社で排出する産業廃棄物でも対象になります。詳細は、県HPをご確認ください。

Q 令和5年度末までに事業が完了しない場合は？

A 2か年度の事業でも対象になります。その場合は、年度ごとの事業計画を作成し、審査を受けてください。